

令和元年度第11回庁議 会議録

[日 時] 令和2年2月17日（月）9時～10時35分

[場 所] 庁舎応接会議室

[出席者] 市長、副市長、参与及び各部局長

[会次第]

1 市長あいさつ

2 議題

(1) 市議会定例会提出議案について (関係部局)

会派説明報告について (企画部、総務部、経済部、建設部)

(2) 第2期総合戦略(案)について (企画部)

(3) 市税の歳入見込みについて (総務部)

3 協議事項

4 連絡事項

(1) 令和2年度施政方針(案)について (企画部)

(2) 令和2年度の組織機構について (総務部)

1 市長あいさつ

おはようございます。

本日の庁議の議題にもあるように、市議会定例会は2月25日開会予定である。

会派説明については、12日・13日の2日間開催され、そこでも質疑応答があったと思うが、市議会に向けて、各部局、質問が予想される項目については事前に準備するなど、遺漏のない対応をお願いします。

本日の庁議は、10時30分に終了することを目標とする。

2 議題

(1) 市議会定例会提出議案について (関係部局)

会派説明報告について（企画部、総務部、経済部、建設部）

市長	<p>それでは、議事に入る。</p> <p>「市議会定例会提出議案について」、議案に沿って、消防本部、建設部、総務部、上下水道局、市民部、教育委員会事務局、福祉部、経済部、企画部、の順で、説明をお願いします。</p> <p>なお、明日の「部課長会」での説明と重複するので、簡潔に、要点のみを説明するようお願いしたい。</p> <p>また、会派説明を行った部局については、議案の説明後、会派説明報告もお願いします。</p>
消防長	<p>消防本部から、報告1件、条例議案3件について説明する。</p> <p>まず、議案書の1ページから3ページ、報告第1号「専決処分 の報告」は、「和解及び損害賠償の額の決定」についてである。</p> <p>本件は、令和元年10月14日、午後5時5分頃、主要地方道 壬生川新居浜野田線、多喜浜二丁目1番73号地先路上において、東進中の垣生分団消防ポンプ自動車 が、走行車線から追越し車線に進路を変更している際、後方から追越し車線を直進してきた相手方の軽自動車の走行を妨げ、当該消防ポンプ自動車との接触を回避しようとした相手方の車両が中央帯に衝突し、損傷した交通事故について、相手方と和解し、損害賠償の額を「10万7,600円」と決定し、令和元年12月26日、専決処分をしたので、報告するものである。</p> <p>次に、議案書の14ページから16ページ、議案第4号「新居浜市水防協議会条例の制定」について、本議案は、水防法の規定に基づき制定している「新居浜市水防条例」の全部を改正し、新居浜市水防計画の作成、実施を図るため「新居浜市水防協議会条例」を新規制定しようとするものである。制定の内容としては、第1条では水防協議会の設置、第2条では水防協議会の所掌事務、第3条では水防協議会の組織、第4条では水防協議会の委員の任期、第5条では会長及び職務代理者の責務、第6条では水防協議会の招集及び議事、第7条では、危機管理体制の一元化を図るため、水防協議会の庶務は危機管理担当課が行うこととし、第8条ではこの条例に定めるもののほか、水防協議会の運営に関し必要な事項は、協議会に諮って定めることとしている。附則、第2項では今回の条例の制定により、水防協議会について必要な事項が規定されることから、新居浜市水防条例を廃止している。な</p>

<p>建設部長</p>	<p>お、この条例は、令和2年4月1日から施行したいと考えている。</p> <p>次に、議案書の18ページから19ページ、議案第6号「新居浜市手数料条例の一部を改正する条例」の制定については、地方公共団体の手数料の標準に関する政令が一部改正されることに伴い、同政令に合わせて高圧ガス規制事務のうちの、手数料を徴収すべき事項及び金額を規定しております本条例別表第2第20項中の高圧ガス保安法に規定する容器検査及び容器再検査の対象となる容器の種類について改定しようとするものである。改正内容としては、同項第2号中に「圧縮水素自動車燃料装置用容器」の用語を追加し、対象となる容器を「繊維強化プラスチック複合容器」、「圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器」又は「圧縮水素自動車燃料装置用容器」の3種類に改めようとするものである。なお、この条例は、令和2年4月1日から施行し、改正後の別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の申請等に係る手数料について適用したいと考えている。</p> <p>次に、議案書の49ページ、50ページ、議案第17号、「新居浜市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例」の制定については、全国的にも減少傾向にある消防団員の確保と地域防災力の充実・強化を図ることを目的に、多種多様化する消防団活動のうち、特定の役割及び活動に従事する消防団員として、新たに「機能別消防団員制度」を導入することとし、消防団員の種類及び機能別団員の報酬額等を定めようとするものである。改正の主な内容としては、第2条の2を追加し、消防団員の種類を基本団員と機能別団員とに区分するとともに、第3条においては機能別団員の資格を、第13条においては当該団員の報酬額を年額9,100円に定めるほか、これらの改正に伴う所要の条文整備を行うものである。なお、この条例は、令和2年4月1日から施行したいと考えている。</p> <p>建設部からは、一般議案1件、条例議案2件について説明する。</p> <p>まず、議案書の4ページから11ページ、議案第1号「市道路線の認定」について、今回、新たに市道に認定する路線は、路線番号1108号から1113号の6路線で、開発道路で寄付を受けたものであり、これにより、路線数は1,113路線、526kmとなる。</p> <p>次に、議案書の22ページから24ページ、議案第8号、「新</p>
-------------	---

<p>総務部</p>	<p>居浜市市営住宅条例の一部を改正する条例」の制定については、老朽化した岸の上（下）団地を廃止するため、及び市営住宅等の入居に際して連帯保証人の確保を不要とする等のため、新居浜市市営住宅条例の一部を改正しようとするものである。主な改正の内容といたしましては、まず、第15条について、入居手續における連帯保証人に関する規定を削除しようとするものである。次に、別表について、岸の上（下）団地の廃止し、及び新須賀共同団地の家賃の額を、これまで250円から450円の4段階あったものを、350円と400円に改めようとするものである。なお、この条例は、令和2年4月1日から施行したいと考えている。</p> <p>次に、議案書の25ページ、26ページ、議案第9号、「新居浜市市営活性化推進住宅条例の一部を改正する条例」の制定については、市営活性化推進住宅の入居に際して連帯保証人を不要とする等のため、新居浜市市営活性化推進住宅条例の一部を改正しようとするものである。主な改正の内容としては、第10条について、入居手續における連帯保証人に関する規定を削除しようとするものである。なお、この条例は、令和2年4月1日から施行したいと考えている。</p> <p>次に、会派説明の結果について報告する。</p> <p>建設部からは、「新居浜市景観計画（案）の策定」について説明を行った。主な質疑の項目は、計画の策定後は条例等の制定をするのか。制定するとすればいつ頃なのか。なぜ、今のタイミングで計画を策定するのか。策定によりどのようなメリットがあるのか。今回は限定的なエリアであるが、今後、市街地中心部で考えている箇所はあるのか。地元説明会は開催したのか。パブリックコメントを行うとのことであるが、地元の意見を聴くことなど考えているのか。などの質問があった。</p> <p>また、星越には日暮別邸記念館など立派な施設がある、この地域も景観計画区域に含めてほしいとの要望もあった。</p> <p>総務部からは、条例議案3件及び追加提出予定の人事議案3件について説明する。</p> <p>まず、議案書の12ページ、議案第2号「新居浜市行政不服審査条例の一部を改正する条例の制定」については、「行政手續等における情報通信の技術の利用に関する法律」の一部が改正され、同法の題名が「情報通信技術を活用した行政の通信等に関する</p>
------------	---

る法律」に改められたことに伴い、条例中引用している法律名を改めるとともに、引用条項のずれが生じたことによる所要の条文整備を行うものである。なお、この条例は公布の日から施行したいと考えている。

次に、議案書の17ページ、議案第5号「新居浜市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定」については、地方公務員法第31条の規定による職員の服務の宣誓について、本年4月から施行される同法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員は制度導入前の任用形態や任用手続きがさまざまであることからそれぞれの会計年度任用職員にふさわしい方法で行うことが望ましいため、任命権者が別段の定めをすることができる旨を新たに第2条第2項として規定するものである。なお、この条例は令和2年4月1日から施行したいと考えている。

次に、議案書の20ページ、21ページ、議案第7号「新居浜市債権管理条例の一部を改正する条例の制定」については、「民法」の一部改正に伴い、私債権に係る損害賠償金その他の徴収金の利率の規定の見直しを行うため、条例の一部を改正しようとするものである。主な改正の内容としては、第10条において、私債権の額にその履行期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、契約の定めのない場合にあっては、履行期限の翌日における民法の第404条に規定する法定期日を、その他の場合にあっては、当該債権の契約に定める割合をそれぞれ乗じて計算した金額に相当する損害賠償金等を加算して徴収すること及び閏年の日を含む期間の損害賠償金等の精算方法を定めようとするものである。なお、この条例は令和2年4月1日から施行したいと考えている。

次に追加提出予定の人事議案3件について、まず、「新居浜市公平委員会の委員の選任」については、新居浜市公平委員会の委員 神野勝太 氏の辞任に伴い、新たに委員の選任を必要とするため、議会の同意を求めるものである。

次に、「新居浜港務局の監事の任命」については、新居浜港務局の監事 神野和彦 氏の任期満了に伴い、新たに監事の任命を必要とするため、議会の同意を求めるものである。

次に、「人権擁護委員の候補者の推薦」については、人権擁護委員 高橋正明 氏、神野隆義 氏 及び 神野恵子 氏の任期満了に伴い、新たに人権擁護委員の候補者の推薦を必要とするた

<p>上下水道局長</p>	<p>め、議会の意見を求めるものである。</p> <p>次に、会派説明の結果について報告する。</p> <p>総務部からは、「新居浜市の未収債権の滞納整理について」説明した。</p> <p>これに対して、未収額のどのグラフを見ても右肩下がりであるが、人件費等と比較しての費用対効果はどうなっているのか。土地建物貸付料について、競売の結果、配当はあったのか。土地建物貸付料の案件では保証人が一人であるが良いのか。などの質問があった。</p> <p>上下水道局からは、条例議案1件と予算議案3件について説明する。</p> <p>まず、議案書の13ページ、議案第3号「新居浜市水道事業等の設置及び経営の基本に関する条例の一部を改正する条例の制定」については、「地方自治法の一部を改正する法律」の施行に伴い、引用法令条項のずれが生じたことによる所要の条文整備を行おうとするものである。改正内容としては、「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改めようとするものである。なお、この条例は、令和2年4月1日から施行したいと考えている。</p> <p>次に、予算関係議案3件について説明する。</p> <p>まず、議案第26号「令和2年度新居浜市水道事業会計予算」についてである。概要としては、資料の「令和2年度企業会計予算概要」にあるように、1の業務の予定量については、給水戸数は前年度比30戸増の55,413戸、年間給水量は、3.9%減の1,267万3,002m³、年間水道料金収入は、0.6%減の15億9,246万3千円となっている。建設改良費は、前年度比24.8%増の14億6,293万8千円を予定している。2の重点項目では、滝の宮送水場場内配水管整備工事1億2千万円のほか、表に記載の送導配水管布設工事等を予定している。</p> <p>次に、「企業会計予算対比表」の左端、水道事業会計の「収益的収入及び支出」は、事業収益19億4,015万2千円に対し、事業費用は17億9,971万8千円で、収支差引は1億4,043万4千円の利益を見込んでおり、消費税等を除外した予定損益計算書による純利益は9,786万5千円を見込んでいる。</p> <p>「資本的収入および支出」は、9億8,610万7千円の収入</p>
---------------	---

に対し、支出は18億4,182万1千円で、差引不足額8億5,571万4千円を損益勘定留保資金等で補てんすることとしている。

給水量の減少傾向により料金収入が減少しているが、県補助金や防災拠点整備分の他会計負担金によって投資財源が確保できたことから、昨年度策定した経営戦略では先送りしていた事業を見直したことなどにより、支出合計額は36億4,153万9千円と、前年度予算対比で3億5,971万7千円の増となっている。

次に、議案第27号「令和2年度新居浜市工業用水道事業会計予算」については、「業務の予定量」については、給水事業所は前年度までと変わらず住友企業3事業所だが、年間給水量は工事断水に伴い、7.5%減の1,491万2千 m^3 で、建設改良費は、45.1%増の1億8,815万6千円を予定している。

重点項目では、昨年度に引き続き管路耐震化対策を進める新田町、北新町配水管布設工事5,170万円等を予定している。

次に、「企業会計予算対比表」の、真ん中、工業用水道事業会計の「収益的収入及び支出」であるが、事業収益2億4,140万5千円に対し、事業費用2億3,403万8千円で、収支差引は736万7千円となっており、予定損益計算書による純利益は331万9千円を見込んでいる。

「資本的収入及び支出」については、6,448万円の収入に対し、支出は5億8,037万3千円で、差引不足額5億1,589万3千円を、損益勘定留保資金等で補てんすることとしている。なお、資本的支出が前年度と比べて大幅な増加となっているのは、公共下水道事業会計への長期貸付金3億8,980万円を計上したことによるものである。今後も現行の料金体制を維持しながら、国の補助金も活用して、引き続き施設の耐震化と安定した工業用水道の供給に努める。

次に、議案第28号「令和2年度新居浜市公共下水道事業会計予算」について、業務の予定量については、下水処理戸数は前年度比360戸増の35,200戸、年間総処理水量は、1.0%減の893万 m^3 、年間下水道使用料収入は、1.2%減の13億8千万円となっている。建設改良費は、前年度比22.0%増の32億7,112万円を予定している。2の重点項目では、汚水処理施設共同整備事業8億円のほか、表に記載の下水処理場改築

<p>市民部長</p>	<p>事業等を予定している。</p> <p>次に、「企業会計予算対比表」の右端、公共下水道事業会計の「収益的収入及び支出」は、事業収益40億5,083万3千円に対し、事業費用は38億7,137万2千円で、収支差引は1億7,946万1千円の利益を見込んでおり、予定損益計算書による純利益は591万9千円となる見込みである。「資本的収入および支出」は、40億3,605万円の収入に対し、支出は54億6,904万2千円で、差引不足額14億3,299万2千円を損益勘定留保資金等で補てんすることとしている。使用料収入が減少に転じる中で、施設の老朽化に対応しながら、拡大した処理区域の事業実施を続けている非常に厳しい状況であり、令和2年度に策定予定の経営戦略においては、新規設備投資から老朽化施設の維持管理への経営のシフト変更及び適正な使用料についての検討が必要と考えている。</p> <p>市民部からは、条例議案2件について説明する。</p> <p>まず議案書18ページ及び19ページ、議案第6号「新居浜市手数料条例の一部を改正する条例の制定」についてである。</p> <p>昨年5月に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法が一部改正され、マイナンバーカードへの移行促進を図るため、個人番号を通知する通知カードが廃止されることから、本条例に定めている「通知カードの再交付」手数料を廃止しようとするものである。参考までに、法律の経過措置として、施行日時点で交付されている通知カードは、その記載事項に変更がない、又は正しく手続きが取られている限りは、マイナンバー証明書類として利用できることとされている。なお、法律の施行日は、法律附則において、公布の日から1年を超えない政令で定める日とされており、本条例の施行日についてもその内容に準じたものとしている。</p> <p>次に、議案書29ページ及び30ページ、議案第11号「新居浜市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定」についてである。</p> <p>昨年12月に、「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」が施行され、これまで成年被後見人等を一律に排除する規定等を設けていた各制度については、心身等の状況を個別に確認し、制度ごとに必</p>
-------------	--

	<p>要な能力を判断するよう適正化が図られたことに合わせて、本条例第2条第2項に規定する印鑑の登録の欠格条項のうち、「成年被後見人」を「意思能力を有しない者」に改めようとするものである。このことにより、成年被後見人についても、法定代理人が同行しており、かつ成年被後見人本人による提出又は届出であるときには申請を受け付けるなど、心身等の状況を個別に確認した上で、印鑑の登録を受けることができることとなる。なお、第6条及び第7条については、所要の条文整備である。本条例は公布の日から施行することとしている。</p>
<p>教育委員会事務局 長</p>	<p>教育委員会事務局からは条例議案2件について説明する。</p> <p>まず、議案書の27ページ、28ページ、議案第10号「新居浜市入学準備金貸付基金条例の一部を改正する条例の制定」については、市内の篤志家の方から、意欲や才能がある子どもたちが経済的な理由によって進学を断念することがないように、奨学資金に役立ててほしいと5,000万円の寄付の申し出をいただいたため、新居浜市入学準備金貸付基金の名称を改めるとともに、基金の額及び貸付金額の増額並びに貸付対象の拡大を行うものである。この条例は公布の日から施行し、改正後の条例の規定は、同日以後に貸し付ける入学準備金の貸付金に適用したいと考えている。</p> <p>次に、議案書41ページから42ページ、議案第13号「新居浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定」については、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」の一部改正に伴い、放課後児童支援員の資格要件を緩和するため、及びみなし支援員に係る経過措置期間を延長するために改正するものである。なお、この条例中、基礎資格の追加に係る部分は公布の日から、支援員の経過措置の延長に係る部分は、令和2年4月1日から施行したいと考えている。</p>
<p>福祉部長</p>	<p>福祉部からは、条例議案2件について説明する。</p> <p>議案書の31ページから40ページ、議案第12号「新居浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定」については、幼児教育・保育の無償化に伴う、特定教育・保育施設における3歳以上</p>

<p>経済部長</p>	<p>児の食事の提供に要する費用の取扱いの変更及び条例中、「支給認定」の用語を「教育・保育給付認定」に改める等の所要の改正を行うものである。なお、この条例は、公布の日から施行したいと考えている。</p> <p>次に、議案書の43ページ、議案第14号「新居浜市医師確保奨学金貸付条例の一部を改正する条例の制定」については、貸付対象者の要件のうち、本人又は保護者等が本市の住民基本台帳に登録されていることとする規定を削除することにより、貸付要件の緩和を図るものである。なお、この条例は、令和2年4月1日から施行したいと考えている。</p> <p>経済部からは、条例議案2件について説明する。</p> <p>議案書の44ページから48ページ、議案第15号「新居浜市中小企業振興条例の一部を改正する条例」及び議案第16号「新居浜市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定」については、いずれも現行条例が本年3月31日で失効することから、令和4年度までの3年間、期間を延長するとともに、新居浜市総合戦略や企業ニーズ等を踏まえ、補助制度、奨励措置の見直し及び新設を行うものである。</p> <p>まず、議案第15号「新居浜市中小企業振興条例の一部を改正する条例の制定」については、中小企業の生産性向上に対する支援強化のため、「IT・IoT導入事業に対する補助」を新設するほか、人材確保のための取組みに対する補助事業等の見直しを行うものである。</p> <p>次に、議案第16号「新居浜市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定」については、情報サービス業等の指定要件を緩和するほか、新たに「情報サービス業等奨励金」を新設し、事務所賃借料、事務所開設費に対し、3,000万円を限度に奨励金を交付するものである。</p> <p>次に、会派説明2件の結果を報告する。</p> <p>まず、「中小企業の振興及び企業立地の促進について」のうち、「中小企業振興条例」に関しては、</p> <p>生産性向上機器導入事業に中古機器も含まれるのか。人材確保事業のうち大手情報就職サイト利用時の補助限度額を増額した理由は。IT・IoT導入促進事業の対象機器は。といった質疑等があった。</p>
-------------	--

<p>企画部長</p>	<p>「企業立地促進条例」に関しては、 情報サービス業等の指定要件を緩和した理由は。といった質疑等があった。</p> <p>次に、「新居浜市商業振興センターの利活用について」では、 売り場面積はどれくらいか。駐車場は確保されているのか。土地は無償貸与とあるがどのような条件で貸与するのか。今回の市場の「売り」「ポイント」は何か。事業計画の検証はどのようにしたのか。国の補助事業の採択の見込みは。といった質疑等があった。</p> <p>企画部からは、予算議案について説明する。 まず、議案第18号から議案第25号までの8件については、令和2年度当初予算である。</p> <p>令和2年度当初予算（案）の概要の1、2ページをご覧ください。令和2年度当初予算のポイントとしては、1点目が「第五次新居浜市長期総合計画の完遂」、2点目が「防災・減災対策の充実・強化」、3点目が「ICT化の推進」、4点目が「第2期新居浜市総合戦略の推進」である。3ページ、令和2年度当初の予算規模は、一般会計が、505億1,519万円で、対前年度比は、12億5,609万4千円、2.5%の増となっている。また、特別会計は、290億2,784万9千円で、4億2,525万6千円、1.5%の増となっている。</p> <p>引き続き、令和2年度当初予算（案）について、会派説明の結果を報告する。</p> <p>まず、予算全体について、 歳出が大幅に増加する一方で、歳入は地方交付税を除いて減少する予算となっているが問題はないのか。財政調整基金の残高はどの程度か。当初予算のうち教育費の割合はどれくらいか。</p> <p>次に、フィールド1、快適交流では、 上部東西線改良事業について、住民説明会や用地買収等は計画どおりに進んでいるのか。公営住宅建替推進事業について、駐車場整備等も含めた建て替えか。入居者はすでに別の市営住宅等に移っているのか。民間ブロック塀改修補助事業費について、これまでの実績は？改修に補助するのは撤去にある程度目途がたったからか。</p> <p>フィールド2、環境調和では、</p>
-------------	--

	<p>斎場施設整備事業について、大型炉への入替えて受入数は増加するののか。トイレやロータリーの改修はどのようなものになるののか。</p> <p>環境基本計画推進費について、対象の市有施設とはどこか。耐震性能の向上とは落下防止ということか。LED化によるコストダウンはどの程度か。整備はリース契約になるののか。</p> <p>自転車のまちづくり推進事業費について、免許返納しなければならない状況で電動自転車を使用することに問題はないののか。家族が利用するのではないののか。補助件数増加の場合は補正対応するののか。電動アシスト付き公用自転車の購入は検討しないののか。</p> <p>フィールド3、経済活力では、</p> <p>雇用対策費について、女性向けの企業説明会やセミナーは毎年開催しているののか。委託内容はどのようなものか。</p> <p>企業魅力発信事業費について、SDGs推進企業の登録要件や基準はどのようになるののか。</p> <p>企業立地促進対策費について、誘致対象のICT企業数はどの程度か。</p> <p>オープンファクトリー開催事業費について、新規で取り組みたい企業があれば、公募補助のような考え方になるののか。</p> <p>先進的技術実証支援事業費について、具体的な対象企業や事業提案はあるののか。委託内容と費用内訳はどのようなものか。</p> <p>インバウンド観光推進費について、松山で外国人観光客の足が止まっている中、どのようにPRするののか。Wi-Fi環境はなくてもよいののか。多言語化はどの言語で展開するののか。市議会視察団の派遣は検討しないののか。</p> <p>渡海船航路浚渫事業について、現状、危険ということなののか。浚渫の頻度と浚渫土砂の処分はどうする予定なののか。</p> <p>フィールド4、健康福祉では、</p> <p>総合福祉センター整備事業について、本館の屋上防水改修も必要ではないののか。母子保健推進費について、助成額の上限額のみで補助率の定めはないという認識でよいののか。対象者となるのは新居浜に居住している人か。</p> <p>フィールド5、教育文化では、</p> <p>スクール・サポート・スタッフ配置事業について、現場の評価はどうか。どのような配置になるののか。配置者には資格等が求められるののか。</p>
--	---

	<p>小中学校 I C T 環境整備推進事業費について、将来的には 1 人 1 台導入するのか。 I C T 支援員はどのような配置になるのか。</p> <p>英語検定受験奨励事業費について、検定料と対象者数はどの程度か。要望が多かったのか。行政として優先度の高い事業なのか。</p> <p>S D G s 推進事業費について、啓発冊子はどのような使い方になるのか。石村嘉成氏の作品を多くのところで活用していただきたい。</p> <p>総合文化施設開館 5 周年記念事業費について、直営事業で実施するのか。 3 事業の経費内訳はどうなっているのか。</p> <p>産業遺産群 P R 冊子作成事業費について、部数はどの程度か。 S N S での活用は検討しているのか。</p> <p>フィールド 6、自立協働では、</p> <p>消防自動車整備事業について、移動式トイレ車両はどのようなもので、県内の導入事例はあるのか。</p> <p>自治会加入促進費について、冊子は先進地事例を取り入れたものなのか。窓口での配布を想定しているのか。過去に加入促進用冊子はなかったのか。加入促進は若い世代だけの問題ではない。冊子配布で加入率向上が実現するのか疑問。冊子配布以外にも加入促進に取り組めることがないのか。 加入率向上の検証等も必要である。</p> <p>自治会館耐震対策事業について、耐震改修の要望があがっているのか。自主的な避難場所として届出をしているところだけを対象とするのか。</p> <p>計画の推進では、</p> <p>スマートシティ推進事業費について、マイナンバー認証運用事業とはどのような内容なのか。バスロケーションシステムは 4 月からすぐ開始されるのか。</p> <p>また、歳入について、個人市民税が人口減少にもかかわらず、増加するのはなぜか。固定資産税のうち償却資産税が減少する理由は何か。</p> <p>といった意見等が出された。</p> <p>次に、議案第 2 9 号及び議案第 3 0 号の 2 件については、令和元年度補正予算である。</p> <p>令和元年度 2 月補正予算（案）の概要の 1 ページをご覧ください。</p> <p>今回の補正予算は、消防水利整備事業の単独事業、中小企業振</p>
--	--

	<p>興対策費などの施策費及び経常経費の過不足について、予算措置を行っている。</p> <p>この結果、一般会計では、2億3,711万8千円の追加、補正後の予算総額は512億1,338万4千円となり、対前年度同期比は、11億6,058万2千円、2.2%の減となっている。</p> <p>また、特別会計では、後期高齢者医療事業特別会計の補正となっている。</p> <p>2月補正予算（案）について会派説明では、特に意見等はなかった。</p> <p>次に、追加提出の議案として、国の補正予算に伴う事業費の追加等について予算措置するため、令和元年度新居浜市一般会計補正予算（第6号）を予定している。</p> <p>また、追加提出予定の補正予算（第6号）についても、会派説明の中で概要説明を行い、</p> <p>小中学校ICT環境整備について、タブレットはいつまでに用意するのか。情報通信機器は更新速度が速いので4年後には別機能を備えたタブレットになっているのではないかと。</p> <p>木材加工施設整備事業について、対象企業の選定理由はどのようなものか。</p> <p>といった意見等が出されました。</p> <p>なお、第2期新居浜市総合戦略（案）についての会派説明結果は、この後、議題（2）の中で報告する。</p>
市長	先ほどの説明に対し、何か質問等はないか。
参与	下水道事業会計で年間下水道使用料が1.2%減の見込ということだが、これは給水の上の方が減るからということか。
上下水道局長	戸数は増えるが、使っている水の量自体が減っているので減少傾向である。
参与	投資しても減っていくという事か。
上下水道局長	そういう傾向である。

市長	若宮小学校跡地整備の内示は3月なのか。
企画部長	申請をしているが、早くて3月初旬の内示となる。
市長	額はこれくらいなのか。
企画部長	1/2が補助なので、計画が採択された場合はそうである。 去年は補正予算額に対して実績がかなり少ない状況だった。今年もほぼ同額くらい予算としてはついている。
市長	木材加工整備事業というものはすでにあったのか。
企画部長	これは追加内示があった。

(2) 第2期総合戦略(案)について(企画部)

市長	次に、「第2期総合戦略(案)について」、企画部から説明をお願いします。
企画部長	「第2期総合戦略(案)」について説明する。 前回1月20日の庁議以降の各資料の変更点を中心に、説明をする。 まず、資料1「新居浜市総合戦略《令和2年度～6年度》の概要(案)」について変更はない。4つの基本目標ごとに、7つの数値目標、16の施策項目、44の主な取組項目と主な取組内容を整理しているのでご参照いただきたい。なお、第1期からの変更や新規事業については赤字で表示している。 次に、資料2「第2期 新居浜市総合戦略(案)」についてである。まず、5ページから6ページにかけて、第1期総合戦略の検証に関する記述等を追加している。また、数値目標及びKPIについては、関係部局における更なる精査に加えて、地方創生有識者会議や市議会地方創生特別委員会等の意見も踏まえて、指標項目や数値等の修正を行っている。また、施策ごとの具体的な事業、取組についても、令和2年度当初予算を踏まえて事業の整理を行うとともに、新規事業への赤星印によるマーキングや「関係人口

とは」「I o Tとは」などの用語解説に加え、最終ページには転入された市民の方にとって馴染みがないと指摘をいただいた「あかがねのまち」に対する思いや解説を追加するなど、より分かりやすい本編の作成に努めている。

次に、第2期総合戦略に向けたK P I等の検証関連資料についてである。

資料3「第1期総合戦略 数値目標・K P I一覧」については、特に変更はない。

次に、資料4「第2期総合戦略 数値目標・K P I一覧」については、K P I番号について総合戦略（案）本編との整合性を図るため、K P Iの順番を入れ替えている。

前回からの変更箇所は黄色の網掛けを施している。まず、3ページのK P I番号13「企業版ふるさと納税企業数」については、「関係人口の創出・拡大」の指標として新たに設定したもので、令和6年度には20企業からの寄附を目標としている。次に、4ページのK P I番号19は、名称の一部を「学習者用コンピュータ」から「学習者用端末」に変更している。同じくK P I番号20「学習用端末を使った授業がわかりやすいと回答した割合」については、「教育環境の整備」の効果を測る指標として新たに設定したもので、100%を目標としている。次に、5ページのK P I番号27「市内の防災士の数」について、地域防災計画や避難所運営には女性の視点も重要になることから、うち数として女性の数を追加し、女性割合25%、260人の目標を設定している。

その他の参考資料として、先に開催した「地方創生特別委員会からの提案・意見」及び「地方創生有識者会議における修正等の意見」を添付している。それぞれ提案内容と担当課からの回答を整理しているので、ご参照いただきたい。特に、地方創生特別委員会からの提案を受けて、2番目の提案学習用端末のハード整備以外の効果測定指標、3番目の女性防災士の指標、2ページ1番目の企業版ふるさと納税に関する指標を新たに設定している。また、K P Iとして提案いただいた先進的技術の実証実験数やスマートシティ関連の指標等については、従来の行政評価の指標として検討することとしているので、担当課において今後、対応をお願いする。

最後に、今後の予定については、本日、第2期新居浜市総合戦略（案）について、庁議決定をした後、明日、2月18日から3

月10日まで「パブリックコメント」を実施する。なお、パブリックコメントは、「地方創生特別委員会からの提案・意見」及び「地方創生有識者会議における修正等の意見」も付して行う。ただし、担当課からの回答は除くこととする。

パブリックコメント終了後、皆様から寄せられた意見を受け、必要に応じて計画の修正を行った後に、3月中旬に予定の地方創生特別委員会、有識者会議を経たのちに、3月25日に予定の庁議において「第2期新居浜市総合戦略」を最終決定し、公表する予定している。

なお、各部局において追加修正する箇所がある場合は、パブリックコメント期間中に地方創生推進課までご相談いただきたい。

次に、第2期新居浜市総合戦略（案）について、会派説明の報告をする。出された主な意見等は次のとおりである。

戦略全般の意見として、

これまでのKPIや新たなKPIについても、数値目標を達成するための事業の設定を予定しているのか。KPIについては、第1期から第2期にかけて、どのように数値が変化していくのか比較できるようにできないか。KPI等については第1期の目標値に対する実績値を踏まえたうえで、達成した指標、達成できなかった指標、それぞれを検証、分析したうえで、第2期の新たな目標値を設定することが必要であるが、十分な検証がされていないのではないか。第2期総合戦略の中間見直しはかけていく予定か。交流人口に関連して、観光面では新居浜市単体では勝負にならないので、県や他市との連携が必須であると考えているが、具体的な連携案が示されていないのではないか。今回、4つの基本目標のつながりシートを掲載し、市民みんなで取り組む趣旨の記載があるが、この冊子はどのように配るのか。また、まちづくり校区懇談会で配布するのか。

個別の取組や個別の数値目標・KPI関連の意見として、

「リカレントプログラムの開発と運用」について、具体的にどのようなイメージのものか。

「市内事業所従業員数」について、30年度実績値が26年度基準値から1000人減少しているが原因は何が考えられるのか。

「企業立地促進条例による成長分野促進奨励金の交付件数」について、基準値が2件と少ないが、どのような状況なのか。

	<p>{女性活躍等推進事業所認定数} について、どのような事業所なのか。</p> <p>「企業版ふるさと納税事業数」について、相手先はどのような企業をイメージしているのか。</p> <p>「健康寿命」は、測定方法が第1期と変わったことから、比較できない数値が示されており市民には理解しづらいのではないのか。</p> <p>「新居浜市の住みごこち」を満足、やや満足と回答した割合」や「学習用端末を使った授業がわかりやすいと回答した割合」など、アンケート結果による指標を設定しているが、アンケートは主観的なものであるので、実際に学力がこれくらい上がったといった客観的な成果が見える指標が望ましいのではないのか。などの、意見等が出された。</p>
市長	<p>先ほどの説明に対し、何か質問等はないか。</p> <p>内容を十分見ていただき、何か訂正があればパブリックコメントの期間内に言っていただきたい。</p>
企画部長	<p>担当部局とはすでに点検済であるので、修正は無いとは思いますが改めて見ていただきたい。</p>
市長	<p>現在案ではあるが、冊子はこのまま印刷されるのか。</p>
企画部長	<p>印刷は特に考えていない。第1期の中間見直しの際も、冊子としては印刷せずに、ホームページ等で掲載したり、必要に応じて出力してもらった。</p>
市長	<p>それでは、この案でパブリックコメントを行うということでその間に気づいたことがあれば担当課に連絡していただきたい。</p>

(3) 市税の歳入見込みについて (総務部)

市長	<p>次に、「市税の歳入見込みについて」、総務部から説明をお願いする。</p>
----	---

<p>総務部長</p>	<p>「市税の歳入見込みについて」説明する。まず、平成31年度の決算見込み額についてであるが、収入額ベースで、約194億400万円。これは、平成30年度決算額約187億4,200万円と比べて、約6億6,200万円の増となっている。</p> <p>その内訳について、まず、「個人市民税」が、約58億3,100万円で、給与所得の増等により、前年度より約8,200万円の増。</p> <p>次に、「法人市民税」は、約16億3,000万円で、大手企業の税割額の減少が大きく影響し、約1億8800万円の減。</p> <p>次に、「固定資産税」は、償却資産の増加の影響により、全体としては約94億5,000万円で、約7億4,100万円の増。</p> <p>次に、「都市計画税」については、公共下水道事業区域の変更により、約12億1,000万円で、約4,800万円の増。</p> <p>次に、「軽自動車税」は、約3億8,200万円で、約1,200万円の増。</p> <p>次に、「市たばこ税」は、約7億8,400万円で、令和元年10月に旧3級品の税率が引き上げられたものの、喫煙者の減少等により約1,600万円の減。</p> <p>次に、「入湯税」は、例年どおりで約50万円。</p> <p>次に、「滞納繰越分」は、約1億500万円で約1,800万円の減。</p> <p>なお、平成31年度の当初財政計画額と比べて、合計で、約3億7,000万円の減となる見込みである。</p> <p>次に、令和2年度の歳入見込みについて説明する。</p> <p>内閣府による令和2年度の経済見通しでは、「総合経済対策を円滑かつ着実に実施するなど、「令和2年度の経済財政運営の基本的態度」の政策効果もあいまって、経済は雇用・所得環境の改善が続き、経済の好循環が更に進展する中で、内需を中心とした景気回復が見込まれる。」とされており、県内の経済見通しも、一昨年来の災害復興が順調に進んでいることに加え、東予地域を中心とした旺盛な設備投資により、概ね堅調な推移が見込まれるが、米中貿易摩擦の動向や消費税率引き上げ後の消費動向などの懸念材料も多く、回復は緩やかなものにとどまる、と予想されている。これらを考慮し、令和2年度財政計画額は、調定額ベースで、約197億4,700万円で、前年度計画より約4億8,200万円の減。収入額ベースでは、約193億2,700万円で、</p>
-------------	--

約4億4,400万円の減。なお、これは、平成31年度決算見込み額と比べ、収入額で、約7,700万円の減となっている。

次に、税目ごとに、令和2年度歳入見込みについて、平成31年度決算見込み額と比較しながら、説明する。

まず、「個人市民税」は、税収に大きく影響するような税制改正はなく、労働人口の減少等の影響により、令和2年度の調定額は、約58億2,500万円で、前年度より約5,200万円の減。徴収率は、0.02%アップの99.23%を見込み、収入額は、約57億8,000万円で、約5,100万円の減。

次に、「法人市民税」は、経済見通し等を参考に、調定額は、約17億2,600万円。申告課税のため、徴収率は99.85%と高く、収入額は、約17億2,300万円で、約9,300万円の増。

次に、「固定資産税」は、制度の大幅な見直しはなく、土地については、地価が継続して下落しており、平成31年度の地価公示では全用途の評価変動率がマイナス1.0%と下落したものの、調定額は、約30億2,500万円。徴収率99.11%で、収入額は、前年度とほぼ同額の約29億9,800万円。

家屋については、新增築、滅失家屋の調査による結果、調定額は、約34億3,900万円、収入額では、約34億900万円で、約7,600万円の増。

償却資産については、住友関連企業等への調査の結果、大規模な老朽化資産の除却による減額が見込まれるため、調定額は、約29億4,700万円。収入額は、約29億2,000万円で、約2億円の減。

次に、「都市計画税」は、土地・家屋の固定資産税に伴い、調定額は、約12億3,400万円。収入額は、約12億2,300万円で、前年度より約1,300万円の増。

次に、「軽自動車税」については、令和元年10月1日から、自動車の燃費性能等に応じて自動車購入時に支払う環境性能割が創設され、従来の軽自動車税は種別割と名称変更された。そのため、軽自動車税は、環境性能割と種別割で構成されることになる。

まず、「軽自動車税環境性能割」は調定額・収入額ともに、920万円、従来の軽自動車税にあたる「軽自動車税種別割」は、原付等の課税台数は減少傾向にあるものの、軽四自動車の台数の増加等により、調定額は、約3億9,800万円。徴収率は、9

市長	<p>7. 25%で、収入額は、約3億8,700万円で、約800万円の増。</p> <p>次に、「市たばこ税」は、令和2年10月に税率の引上げが予定されているものの、喫煙者の減少から、売り上げ本数は今後も減少が予想されるため、調定額・収入額ともに、約7億6,100万円で、約2,300万円の減。</p> <p>次に、「入湯税」は、変わらず50万円程度。</p> <p>最後に、「滞納繰越分」については、調定額は、約3億7,200万円。徴収率28.19%で、収入額は、約1億500万円となる見込みである。</p> <p>なお、各税目における徴収率は、過去の推移や景気動向、税目の特性等を総合的に勘案し、設定した。</p> <p>先ほどの説明に対し、何か質問等はないか。</p>
----	---

3 協議事項

なし

4 連絡事項

(1) 令和2年度施政方針(案)について(企画部)

市長	<p>続いて連絡事項に移る。</p> <p>次に、「令和2年度施政方針(案)」について、企画部から説明をお願いします。</p>
企画部長	<p>「令和2年度施政方針(案)」については、各部局において既に確認をいただいているが、議会日程の都合から本日中に総務課へ提出する必要がある。今一度ご確認いただき、変更点があれば、本日13時までに紙ベースで修正し、総合政策課まで提出くださるようお願いする。</p>
市長	<p>先ほどの説明に対し、何か質問等はないか。</p>
建設部長	<p>快適交流の中で、駅周辺の整備事業の事が何も入っていない。今年度末までに駅周辺、文セン、総合運動公園も含めて大型事業をまとめて方針を出すということだが、教育委員会や建設部それ</p>

	<p>ぞれの案・希望は出している。今年度末に方針が決まるという事で今回の市政方針には入っていないが、方向性が決まった時に、施政方針の変更は難しいと思うが、その辺りをどのように考えているのか。</p>
企画部長	<p>今出していただいた案を元に、一般財源がどうなのか、ということで調整をしている。近々に協議をしたいと考えているが、確定をしていないので書いていない。</p>
市長	<p>いつ出るのか。今出ていないので反映できない。</p>
建設部長	<p>やる、やらない、いつまでに、ということもあるが、市民にとっても夢、希望であり、大きな事業である。変更は難しいのか。</p>
市長	<p>ここに出ているのはあくまでも当初予算に出ていることについて書いているのか。</p>
総合政策課長	<p>基本的にはそうである。</p>
市長	<p>それ以外だと、「はじめに」のところに抽象的に書くしかない。</p>
総合政策課長	<p>出来ないことはないが、方向が決まっていないのであえて入れていない。</p>
建設部長	<p>市民が一番知りたいところである。</p>
市長	<p>前段で何か言わないといけない。</p>
企画部長	<p>「はじめに」か「おわりに」のところで大型プロジェクトの方向性を入れることにする。</p>
市長	<p>「はじめに」か「おわりに」に方向性を入れることにしていただきたい。</p>

(2) 令和2年度の組織機構について (総務部)

<p>市長</p> <p>総務部長</p>	<p>次に、令和2年度の組織機構について、総務部から説明をお願いします。</p> <p>令和2年度組織機構について説明する。説明の前に、資料の訂正をお願いします。7ページ囲いの中のうち、変更後、10部77課2班227系の説明箇所、部は1減、課は3課増（4課増、1課減）、班の増減はなし、係は5係増（13係増、8係減）に訂正をお願いします。</p> <p>令和2年度組織機構については、昨年5月7日、9月25日、10月2日開催の行政改革推進委員会において、見直しについて協議いただき、決定しているが、最終決定事項の内容について改めて説明する。</p> <p>新旧対照表の朱書き部分が見直し部分となる。まず、企画部については、「情報政策課」を「ICT戦略課」と名称変更し、「ICT戦略係」と「ICT管理係」の2係に改編し、更なるICT化を推進する。また、別子銅山文化遺産課の係を「保存整備係」と「活用推進係」に変更する。地方創生推進課の係を「総合戦略推進係」、「シティプロモーション係」、「移住定住推進係」の3係に改編し、更なる総合戦略の推進と魅力発信に努める。これによる7課18係に変更はない。</p> <p>総務部については変更ない。</p> <p>福祉部について、子育て支援課を2課に分課し、「子育て支援課」は「支援係」、「給付係」、「清光寮」と「こども保育課」は「給付係」、「認定係」、「保育園」とし、子育て支援法の新制度に対応する。これにより、8課31係が9課32係となる。</p> <p>市民部と環境部については、「市民環境部」とし、「防災安全課」を「危機管理課」に名称変更し、「危機管理係」、「企画情報係」、「安全対策係」、「防災センター管理係」の4係体制に改編し、危機管理体制の強化を図る。なお、河川水路課については、建設部に移管したうえで、上下水道局の下水道建設課の職員が併任する体制となる。これにより、市民部と環境部合計11課29係が10課28係となる。</p> <p>経済部については変更がない。</p> <p>建設部については、河川水路課を環境部から移管し、上下水道局下水道建設課の職員が併任する体制とすることにより、雨水対策を一元的に管理する。これにより、現在の6課1班23係が7</p>
-----------------------	---

<p>市長</p> <p>議会事務局長</p>	<p>課1班25係となる。</p> <p>次に、教育委員会事務局については、市民部人権擁護課を教育委員会人権教育課に改編し、人権・同和対策を教育の面から強化する。なお、住宅新築資金貸付事業や瀬戸会館などの施設管理等は市長部局で行う必要があることから、市民環境部人権擁護課の職員については教育委員会人権教育課の職員が併任する。これにより、現在の7課17係が8課19係となる。</p> <p>次に、上下水道局については、下水道建設課の施設管理係を汚水施設管理係と雨水施設管理係に分け、建設部河川水路課の職員を併任することにより、雨水対策を一元的に管理する体制を強化する。これにより、現在の5課18係が5課19係となる。</p> <p>次に、消防本部については、総務警防課を消防総務課と警防課に分課し、庶務部門と災害対策部門に特化して、災害現場での危機管理体制の強化を図る。これにより、現在の6課32係が7課32係となる。</p> <p>出納室、農業委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、議会事務局、港務局事務局、土地開発公社は変更ない。</p> <p>以上の組織機構の見直しにより、令和元年度の11部74課2班222係が、1部減、3課増、5係増により、令和2年度は10部77課2班227係となる。</p> <p>ただし、3課増ということではありますが、市民環境部人権擁護課については教育委員会人権教育課の職員が併任するので、実質は、子育て支援課が2課に分課、それと総務警防課が2課に分課する2課増ということになる。</p> <p>先ほどの説明に対し、何か質問等はないか。</p> <p>市民環境部の「人権擁護課」と教育委員会事務局の「人権教育課」であるが、係名がどちらも「人権擁護係」、「人権啓発係」となっている。12月の条例改正で、市民環境部の所管の中に、「人権擁護及び人権啓発に関する事項」と明記されているが、同じ係名ということは、教育委員会の所管の中にも同様に明記されているのか。現在、議会で委員会条例の改正を検討しており、各委員会毎の所管事項を決めているが、人権擁護、啓発の事が出てきたら、両方の委員会で審議するという事にはならないと思うが、実質的な「人権擁護課」と「人権教育課」の業務の分担をはっきり</p>
-------------------------	--

	<p>りしていただきたい。同じ係名は望ましいのかも再度検討いただきたい。</p>
総務部長	<p>所管事務について詳細は現在調整している。常任委員会の所管についても、議会事務局から話は聞いているので調整させてもらいながら行う。基本的には常任委員会の所管に合わせて担当部局が入ることになると思う。</p>
議会事務局長	<p>市民環境部と教育委員会の所管事項として両方に入ってしまうとどうなのか、ということである。</p>
総務部長	<p>両方に入らないようにする。</p>
市長	<p>人権教育課という新しい課ができるのか。</p>
総務部長	<p>そうである。市民部から移管をする。教育的な配慮から、課名に教育を入れた。</p>
市長	<p>市民部にも人権の課・係があるが、教育委員会にも出来るという事か。課長は2人ということか。</p>
総務部長	<p>そうではない。職員については100%人権教育課の職員が併任する。ただ、所管事務として、住宅新築資金貸付事業や瀬戸会館などの施設管理等は市長部局で行う必要があることから、そこを教育委員会に持っていくことができないため、形として人権擁護課を残すことになるが、場所も机も職員も人権教育課に移るという事になる。人権擁護課には人は配置されず併任することになる。</p>
市長	<p>市民が理解できるようにしていただきたい。</p> <p>他に何か連絡事項等はないか。</p> <p>他になければ、以上で令和元年度第11回庁議を終わる。</p>